

2016年7月27日 全11頁

相続法（民法）改正－中間試案の骨子

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

[要約]

- 法務省において、相続法制（民法の一部）の見直しに向けた審議が行われている。
- 2016年6月21日には、「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」（以下、中間試案）が取りまとめられた。そして、7月12日には、広く意見を求めるため、中間試案に関する意見募集が開始された。
- ここでは、中間試案の内容を紹介する。
- 「配偶者の居住権を保護するための方策」「遺産分割に関する見直し」「遺言制度に関する見直し」「遺留分制度に関する見直し」「相続人以外の者の貢献を考慮するための方策」に関する提案が掲げられている。

I 中間試案の取りまとめ

現在、法務省の「法制審議会民法（相続関係）部会」において、相続法制の見直しに向けた審議が行われている。「相続」という制度の基本的な事項は「民法」の「第五編 相続」の部分で定められており、この部分を中心に見直しが行われている。この部分では、例えば、a) 遺言がない場合の相続人（法定相続人）やその相続分（法定相続分）、b) 法定相続分があるのに遺言により相続分がゼロとなった場合等にも一定の相続財産を確保しようとした遺留分、c) 遺言の方式など相続の基本的なことが定められている。

2016年6月21日、この「法制審議会民法（相続関係）部会」は「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」（以下、「中間試案」）を取りまとめた。

この中間試案は、7月12日に『民法（相続関係）等の改正に関する中間試案』の意見募集（以下、「中間試案の意見募集」）^(注1)^(注2)の開始にあわせて公表されている。

（注1）中間試案の意見募集は、以下のウェブサイト参照。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080149&Mode=0>

(注2) 中間試案の意見募集が開始されたのち、中間試案等は法務省の以下のウェブサイトでも掲載されている。

<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900291.html>

中間試案の意見募集の期間は、2016年7月12日から9月30日までとされている。中間試案以外に、中間試案の概要をまとめた文章や中間試案についての補足説明なども公表されている。

公表された中間試案は、新たな制度づくりに向けて議論されてきた結果であり、詳細に、厳格に、専門的に書かれている部分も多い。また、中間の取りまとめであるので、並列的に複数の案が掲げられていたり、一つの案が掲げられた上、注で別の考え方が掲げられていたりしている。

そこで概観をとらえやすくするため、その主流の案につき、その主要部分をここでは紹介する。また、厳格性よりもわかりやすくすることに比重を置いた。

なお、意見募集終了後のスケジュールや法改正の時期については、公表されていない。

II 中間試案の骨子

第1 配偶者の居住権を保護するための方策

被相続人の配偶者は、それまで居住してきた建物に引き続き居住することを希望するのが通常である。しかし、例えば、唯一の相続財産がその建物だけである場合、遺産分割の過程で換金され、居住することができないこともある。

そこで、当該建物が被相続人の財産（被相続人の所有物）であった場合につき、配偶者の居住権を法律上保護するための措置として、短期的な居住権を保護するための方策と、長期的な居住権を保護するための方策に大きく分けて検討が行われた。

1 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策

(1) 遺産分割が行われる場合の規律（短期居住権）

配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、遺産分割（協議、調停又は審判）により当該建物の帰属が確定するまでの間、引き続きその建物に無償で使用することができる（以下、この権利を「短期居住権」という）ようにすることが提案されている。

短期居住権の取得によって得た利益（例えば、支払わずに済んだ賃料相当分）は、配偶者が遺産分割において取得すべき財産の額（具体的相続分額）に算入しないとしている。つまり、短期居住権の取得によって利益を得ているからといって、遺産分割において取得すべき配偶者の財産の額を減らしたりしないとしている。

(2) 配偶者以外の者が無償で配偶者の居住建物を取得した場合の特則

配偶者が居住していた被相続人所有の建物の帰属が、遺産分割協議などを経る以前に確定する場合もある。例えば、遺言で、死亡の際には相続人でない〇〇財団に当該建物を寄贈するとしていた場合、原則として被相続人の死亡と同時に当該建物は〇〇財団に帰属するとされている。このような場合、短期居住権によっても保護できないので、次の提案がなされている。

配偶者が相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合において、配偶者以外の者が遺言（遺贈^(注3)、遺産分割方法の指定^(注4)）又は死因贈与^(注5)により相続財産に属する建物の所有権を取得したときでも、配偶者は、相続開始の時から一定期間（例えば6ヵ月間）は、無償でその建物を使用することができるようにしている。

（注3）遺贈とは、被相続人の遺言により、遺産（の全部または一部）を、他の者に与えること。このときの他の者が相続人である場合も、そうでない場合もある。

（注4）遺産分割方法の指定とは、遺言の中で、遺産分割の方法が指定されることである。例えば、遺言に事業用のビルは長男に相続させるとある場合などである。

（注5）死因贈与とは、贈与者（この場合、被相続人）の死亡により効力を生じる贈与契約。

この場合も、短期居住権の取得によって得た利益（例えば、支払わずに済んだ賃料相当分）は、配偶者が遺産分割において取得すべき財産の額（具体的相続分額）に算入しないとしている。

2 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策（長期居住権）

配偶者が相続開始の時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその建物の使用を認めることを内容とする法定の権利（以下「長期居住権」という。）を新設することを提案している。

配偶者が長期居住権を取得するのは、次の場合であるとしている。

①	配偶者に長期居住権を取得させる旨の遺産分割協議が成立し、又は遺産分割の審判が確定した場合
---	--

②	配偶者に長期居住権を取得させる旨の遺言（遺贈、遺産分割方法の指定）がある場合において、被相続人が死亡したとき
③	被相続人と配偶者との間に、配偶者に長期居住権を取得させる旨の死因贈与契約がある場合において、被相続人が死亡したとき

配偶者が長期居住権を取得したときには、短期居住権の場合とは異なり、その財産的価値に相当する金額を相続したものと扱うとしている。なお、この長期居住権の財産評価方法については今後の検討課題とされている。

第2 遺産分割に関する見直し

1 配偶者の相続分の見直し

現行よりも被相続人の財産の形成に対する配偶者の貢献を遺産分割に反映するため、3つの案（次の甲案、乙-1案、乙-2案）が提案されている。

なお、3つの案は、大まかに、遺産を婚姻後の増加分とそうでないものに分けた上でそれぞれに対する分割の割合を変えて算出した額を考慮する方法（甲案）と、婚姻期間が長い場合には法定相続分を増加し得るようにする方法（乙-1案と乙-2案）の2つに分けられる。

(1) 甲案

甲案は、被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上増加した場合に、その割合に応じて配偶者の具体的相続分を増やすという考え方に基づく案である。

具体的には、次のaとbの和（a + b）により算出された額が、現行の配偶者の具体的相続分を超える場合には、配偶者の申立てにより、配偶者の具体的相続分を算定する際にその超過額を加算することができるとしている。

$$a = (\text{婚姻後増加額}) \times (\text{現行の法定相続分より高い割合})$$

$$b = (\text{遺産分割の対象財産の総額} - \text{婚姻後増加額}) \times (\text{現行の法定相続分より低い割合})$$

(2) 乙-1案

乙-1案は、婚姻成立後一定期間が経過した場合に、その夫婦の合意により〔もしくは、被相続人となる一方の配偶者の意思表示により他方の〕配偶者の法定相続分を引き上げることを認める考え方に基づく案である。

具体的には、配偶者が相続人となる場合において、その婚姻成立の日から 20 年〔もしくは、30 年〕が経過した後に、その夫婦が協議により配偶者の法定相続分を引き上げる旨〔もしくは、相続人となる一方の配偶者（例えば夫）が他方の配偶者（例えば妻）の法定相続分を引き上げる旨〕を法定の方式により届け出たときは、配偶者の法定相続分は、次のとおりとしている（なお、条件を満たさなければ、現行の法定相続分のみである）。

子及び配偶者が相続人であるとき	配偶者の法定相続分は 3 分の 2 (現行、2 分の 1)
配偶者及び直系尊属が相続人であるとき	配偶者の法定相続分は 4 分の 3 (現行、3 分の 2)
配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるとき	配偶者の法定相続分は 5 分の 4 (現行、4 分の 3)

(3) 乙-2案

乙-2案は、婚姻成立後一定期間の経過により当然に配偶者の法定相続分が引き上げられるとする考え方に基づく案である。

具体的には、配偶者が相続人となる場合において、相続開始の時点で、その婚姻成立の日から 20 年〔もしくは、30 年〕が経過しているときは、配偶者の法定相続分は、前記乙-1案と同じとしている（なお、条件を満たさなければ、現行の法定相続分のみである）。

2 可分債権の遺産分割における取扱い

預貯金債権等の可分債権は、現行、判例上、相続の開始により法律上当然に分割され、各相続人が相続分に応じて権利を承継するとされているため、現行の実務においても、原則として遺産分割の対象から除外され、例外的に、相続人全員の合意がある場合に限り、遺産分割の対象となるという取扱いがされている。しかし、可分債権は、遺産分割を行う際の調整手段としても有用であるとして、可分債権を遺産分割の対象に含めるべきであるなどの指摘もある。そこで次の 2 つの案（次の甲案、乙案）が示されている。なお、対象となる可分債権に、預貯金債権以外のものが含まれるかどうかは、今後の検討項目とされている

(1) 甲案

甲案は、可分債権は相続の開始により当然に分割されることを前提としつつ、これを遺産分割の対象に含めるという考え方に基づいた案である。

相続の開始により可分債権は法定相続分に応じて分割承継され、各相続人は、原則として、遺産分割前でも、分割された債権を行使することができるが、その可分債権は遺産分割の対象とされ、考慮されるとしている。

(2) 乙案

乙案は、可分債権を遺産分割の対象に含めることとし、かつ、遺産分割が終了するまでの間、可分債権の行使を禁止する考え方に基づいた案である。

可分債権は遺産分割の対象とされるとともに、相続人は、遺産分割が終了するまでの間は、相続人全員の同意がある場合を除き、原則として、可分債権を行使することができないとしている。

3 一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化等

現行の実務においては、a) 遺産の範囲に相続人間で争いがあるなど、遺産の一部についてのみ遺産分割（一部分割）をすることについて合理的な理由があり、b) 民法 906 条の分割基準に照らし、残余の遺産も含めた全遺産について公平な分配が実現できる場合には、一部分割の審判をすることが許容されると考えられている。そこで、一部分割の要件やその結果生じる残余の遺産の分割につき、条文を整備することが提案されている。

第3 遺言制度に関する見直し

1 自筆証書遺言の方式緩和

民法上、遺言についてはその方式が厳格に定められている。その遺言の一つに、「自筆証書遺言」というものがある（民法 968 条参照）。これは、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押すという遺言である。全部を遺言者が手書きしなければならない遺言とも言える。この自筆証書遺言の方式緩和を提案している。

自書を要求する範囲について緩和を提案している。遺贈等の対象となる財産の特定に関する事項^(注6)については、自書でなくてもよいとしている。ただし、遺言書のうち自書でない部分があるページには、その全てに遺言者の署名及び押印を要求するとしている。

(注6) 「財産の特定に関する事項」としては、次の事項などが検討されている。

a) 不動産の表示（土地であれば所在、地番、地目及び地積。建物であれば所

在、家屋番号、種類、構造、床面積)

b) 預貯金の表示 (銀行名、口座の種類、口座番号、口座名義人等)

また、自筆証書遺言の一部を変更する場合、変更箇所に「署名及び押印」が必要とされている (民法 968 条 2 項参照) 点を改め、署名のみで足りると改正することも別途提案している。

2 遺言事項及び遺言の効力等に関する見直し

(1) 権利の承継に関する規律

相続人が、遺言により相続財産に属する財産を取得した場合に、それが法的に相続分の指定^(注7)、遺贈、遺産分割方法の指定のいずれと解釈されようが、その相続人は、その法定相続分を超える部分の取得については、登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件 (対抗要件) を備えなければ、第三者に対抗することができない^(注8) ものとすることを提案している。

(注7) 相続分の指定とは、相続財産に対する持分を指定すること。例えば、遺言に長男に相続財産の3分の2を相続させるとある場合などである。

(注8) 対抗することができないとは、この場合で簡単に言えば、第三者 (例えば、他の相続人の債権者) に、自分が法定相続分を超える部分も取得したと主張するのに、登記、登録の名義を整えてないと、裁判などで負けることになるということである。

(2) 義務の承継に関する規律

被相続人が相続開始時に負担していた債務が可分債務 (例えば、100 万円の借金) である場合には、原則、各相続人は、その法定相続分に応じて相続債務を承継する旨を明確化することを提案している。

(3) 遺贈の担保責任

遺言者が相続財産に属する物又は権利を遺贈の目的とした場合には、遺贈義務者は、相続が開始した時 (その後に遺贈の目的である物又は権利を特定^(注9) すべき場合にあっては、その特定のとき) の状態で、その物若しくは権利を引き渡し、又は移転する義務を負うものとすることを提案している。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従うものとする。

(注 9) 特定とは、簡単に言って、法律的に対象が具体的にどの物又はどの権利か、定まること。

3 自筆証書遺言の保管制度の創設

自筆証書遺言（この項では「遺言書」という）を作成した者が一定の公的機関^(注10)に遺言書の原本の保管を委ねることができる制度を創設することを提案している。

(注 10) ここでいう「公的機関」については、新設するのか等を含めて、今後の検討事項としている。

4 遺言執行者の権限の明確化等

遺言などにより、遺言の内容を実現するために必要な事務処理を行う遺言執行人が指定されることがある。この遺言執行人に関する規律の見直しが行われ、その法的地位やその権限の明確化が、提案されている。

例えば、遺言執行人の一般的な権限や個別の種類（遺産分割方法の指定がされた場合など）における権限に関して提案されている。また、遺言執行人の辞任や解任に関する規律の整備なども提案されている。

第4 遺留分制度に関する見直し

法定相続分があるのに遺言により相続分がゼロとなった場合等にも、一定の相続財産を確保しようとした遺留分という制度の見直しが提案されている。

1 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

遺留分を侵害された者がその侵害を回復しようとする場合、侵害をしているとされる遺贈・贈与を受けた者（受遺者・受贈者）に対して、遺留分減殺請求がなされる。この遺留分減殺請求がなされると、例えば、遺贈・贈与の目的財産が特定の土地などの場合、現行では、理論上、遺留分を侵害する限度において、直ちに、遺贈・贈与が失効し、その目的財産の所有権又は共有持分権が遺留分権利者に帰属するという効果（物権的效果）を生じさせると考えられている。

これを改め、遺留分減殺請求によって原則として金銭債権が発生するものとしている。その上で、遺留分減殺請求の相手方である受遺者又は受贈者には、遺贈又は贈与の目的財産による返還を求めることができる権限を与えることを提案している。具体的には次の 2 つの案を提案している。

①甲案	受遺者等が金銭債務の全部又は一部の支払に代えて現物での返還を求めた場合には、裁判所が返還すべき財産の内容を定めるとする考え方に基づく案。
②乙案	受遺者等から現物返還の主張がされた場合には、現行と同様の規律で物権的効果が生ずるという考え方に基づく案。

2 遺留分の算定方法の見直し

遺贈・贈与が相続人に対してされた場合について、遺留分の算定方法の特則を設けるとともに、遺産分割の対象財産がある場合における遺留分侵害額の算定方法を明確にする規律を設けることを提案している。

ここでは、遺贈・贈与が相続人に対してされた場合について、遺留分の算定方法の特則を設ける提案（次の（1）と（2））につき紹介する。

（1）遺留分算定の基礎となる財産に含めるべき相続人に対する生前贈与の範囲に関する規律

現行の民法 1030 条では、遺留分算定の基礎となる財産に含めるべき贈与の範囲は、原則として相続開始前 1 年間にされた贈与とされている。ただし、判例では、相続人に対する贈与である場合には、民法 1030 条にかかわらず、原則として時期的な制限を設けないこととされている。

これに対して、民法 1030 条を維持しつつ、相続人に対する贈与の場合については変更し、相続開始前の一定期間（例えば 5 年間）にされたもののみについて、遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入するものと変更することを提案している。

（2）遺留分減殺の対象に関する規律

相続人に対して遺贈又は贈与がされた場合には、原則として、その目的財産のうち当該相続人の法定相続分を超える部分を減殺の対象（失効、返還等の対象）とするとしている。

3 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し

遺留分を有する者（遺留分権利者）が相続した債務の弁済等（返済等）をせずに、受遺者又

は受贈者の行為（弁済や免責的債務引受等）によって消滅するという事態も生じ得る。より簡略化して言えば、遺留分権利者が払うべき債務（承継した相続債務）を、遺留分を請求する相手である受遺者又は受贈者が代わりに支払っているという事態も起こることがある。

このような場合に、受遺者又は受贈者が別途求償権を行使し、その遺留分権利者に請求するというのは迂遠である。そこで、受遺者又は受贈者が債務を消滅させたことを遺留分権利者が取得する権利の内容に直接反映させるのが簡便であるので、次のことが提案されている。

遺留分権利者が相続した債務（承継した相続債務）について、受遺者又は受贈者が弁済をし、又は免責的債務引受^(注11)をするなど、その債務を消滅させる行為をした場合には、遺留分権利者の権利（例えば、遺留分減殺請求の結果、実際に支払われる金額）は、その消滅した債務額の限度で減縮するものとしている。

（注 11）免責的債務引受とは、例えば、A（元々の債務者）がB（債権者）に債務を負う場合に、第三者Cがその債務を引き受けるとともに、AがBに負う債務を免れる契約のこと。

第5 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

現行では、例えば、「夫の父」が亡くなったとき、相続人ではない「長男（相続人）の妻」が、「夫の父」（被相続人）の療養看護に努めていた場合であっても、遺産分割手続において何らかの財産の分配を請求したりすることはできない。そこで、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策を講ずることが考えられないか検討され、2つの案（次の甲案、乙案）が提案された。

①甲案（請求権者の範囲を限定する考え方に基づく案）

二親等内の親族で相続人でない者（例えば、子や孫の配偶者）は、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をしたときは、相続が開始した後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができるとする案。

②乙案（貢献の対象となる行為を無償の労務の提供に限定する考え方に基づく案）

被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をし、これにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者（相続人を除く）があるときは、その寄与をした者は、相続が開始した後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができるとする案。

金額等については請求をした者と相続人との間の協議で決定するのが原則であるが、協議が調わない場合などは、家庭裁判所が決定するとしている。

この請求権は、相続開始を知った時から一定期間（例えば 6 ヶ月間）行使しないときは、時効によって消滅するとしている。また、相続開始の時から一定期間（例えば 1 年）を経過したときも、同様にすることも検討されている。